申請日 2021年 12月 22日

一般社団法人 投資信託協会 会 長 殿

> 三菱UF J 国際投信株式会社 取締役社長 横川 直

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10 条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額等

2021 年 11 月末現在、資本金は 2,000 百万円です。なお、発行可能株式総数は 400,000 株であり、211,581 株を発行済です。最近 5 年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

- 投資運用の意思決定機構
 - ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

- ③運用計画の決定
 - ②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
- ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿って

いるかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年 11月 30 日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	883	18, 682, 731
追加型公社債投資信託	16	1, 396, 838
単位型株式投資信託	85	369, 615
単位型公社債投資信託	50	193, 879
合 計	1,034	20, 643, 063

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、 表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 委託会社等の経理状況

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UF J 国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」(以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨て て表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツ により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 晃 (印) 青 木 裕 公認会計士 業務執行社員 指定有限責任社員 伊 鉄 (EII) 公認会計士 藤 也 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UF J 国際投信株式会社の令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの第 36 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、三菱UF J 国際投信株式会社の令和 3 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了 する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その 原本は委託会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 晃 (印) 青 木 裕 公認会計士 業務執行社員 指定有限責任社員 伊 鉄 (EII) 公認会計士 藤 也 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監 査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す る。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断によ り、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等 を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中 間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して 除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入 手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できな くなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸 表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表 示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示 しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、 その原本は委託会社が別途保管しております。

	第 35		第 36	
(資産の部)	(令和2年3月	31 口現仕/	(令和3年3月	31 口現仕)
流動資産				
現金及び預金	※ 2	56, 398, 457	※ 2	56, 803, 388
有価証券	/• \2	1, 960, 318	/• \∠	2, 001
前払費用		575, 904		598, 135
未収入金		14, 559		31, 359
未収委託者報酬		10, 296, 453		13, 216, 357
未収収益	※ 2	638, 994	※ 2	662, 230
金銭の信託	/•\2	100, 000	/• \2	2, 300, 000
その他		254, 330		269, 506
流動資産合計		70, 239, 017		73, 882, 978
固定資産				
有形固定資産				
建物	※ 1	584, 048	※ 1	548, 902
器具備品	※ 1	871, 893	※ 1	1, 435, 369
土地		628, 433		628, 433
有形固定資産合計		2, 084, 375		2, 612, 705
無形固定資産				
電話加入権		15, 822		15, 822
ソフトウェア		3, 369, 611		3, 569, 171
ソフトウェア仮勘定		1, 374, 932		1, 895, 190
無形固定資産合計		4, 760, 365		5, 480, 184
 投資その他の資産				
投資有価証券		16, 704, 756		18, 616, 670
関係会社株式		320, 136		320, 136
投資不動産	※ 1	819, 255	※ 1	814, 684
長期差入保証金		565, 358		538, 497
前払年金費用		375, 031		258, 835
繰延税金資産		1, 912, 824		916, 962
その他		45, 230		45, 230
貸倒引当金		$\triangle 23,600$		△23, 600
投資その他の資産合計		20, 718, 993		21, 487, 417
固定資産合計		27, 563, 734		29, 580, 307
資産合計		97, 802, 752		103, 463, 286

	第 35 期 (令和 2 年 3 月 31 日現在)		第 36	
(負債の部)	(令和2年3月3	31 日現仕)	(令和3年3月	31 日現任)
流動負債				
預り金		687, 565		533, 622
未払金		001, 000		000, 022
未払収益分配金		131, 478		158, 856
未払償還金		395, 400		133, 877
未払手数料	※ 2	4, 026, 078	※ 2	5, 200, 810
その他未払金	* 2	3, 818, 195	※ 2	4, 412, 521
未払費用	* 2	4, 402, 578	※ 2	4, 755, 909
未払消費税等	·•·-	629, 469	·•·-	752, 617
未払法人税等		617, 341		873, 027
賞与引当金		933, 517		933, 381
役員賞与引当金		124, 590		160, 710
その他		701, 285		691, 143
流動負債合計		16, 467, 499		18, 606, 476
_				
固定負債				
長期未払金		32, 400		21,600
退職給付引当金		1, 010, 401		1, 145, 514
役員退職慰労引当金		130, 784		117, 938
時効後支払損引当金		238, 811		245, 426
固定負債合計		1, 412, 398		1, 530, 479
負債合計 — — —		17, 879, 897		20, 136, 956
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2, 000, 131
資本剰余金				
資本準備金		3, 572, 096		3, 572, 096
その他資本剰余金		41, 160, 616		41, 160, 616
		44, 732, 712		44, 732, 712
利益剰余金				
利益準備金		342, 589		342, 589
その他利益剰余金				
別途積立金		6, 998, 000		6, 998, 000
繰越利益剰余金		25, 847, 605		26, 951, 289
利益剰余金合計		33, 188, 194		34, 291, 879
株主資本合計		79, 921, 039		81, 024, 723

		(1124
	第 35 期	第 36 期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2, 301, 606
評価・換算差額等合計	1,815	2, 301, 606
純資産合計	79, 922, 854	83, 326, 329
負債純資産合計	97, 802, 752	103, 463, 286

	第 35 期		第 36 5	
	(自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)		(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
営業収益	土 7和2年6) 万 31 日 /	土力和3千	- 3 万 31 日/
委託者報酬		67, 967, 489		67, 963, 712
投資顧問料		2, 385, 084		2, 443, 980
その他営業収益		16, 085		21, 613
営業収益合計		70, 368, 658		70, 429, 306
営業費用		,		, 120, 000
支払手数料	※ 2	27, 106, 451	※ 2	26, 689, 896
広告宣伝費		696, 418		668, 150
公告費		1, 000		250
調査費				
調査費		1, 857, 271		2, 077, 942
委託調査費		11, 579, 175		12, 035, 954
事務委託費		847, 769		798, 528
営業雑経費				
通信費		153, 731		296, 490
印刷費		427, 118		378, 180
協会費		52, 053		51, 841
諸会費		15, 990		16, 613
事務機器関連費		1, 953, 926		1, 977, 769
その他営業雑経費		-		8, 391
営業費用合計		44, 690, 907		45, 000, 009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331, 987		352, 879
給料・手当		6, 611, 427		6, 461, 546
賞与引当金繰入		933, 517		933, 381
役員賞与引当金繰入		124, 590		160, 710
福利厚生費		1, 276, 950		1, 272, 568
交際費		11, 871		2, 721
旅費交通費		165, 891		22, 768
租税公課		360, 165		402, 939
不動産賃借料		647, 402		666, 331
退職給付費用		422, 919		481, 135
役員退職慰労引当金繰入		48, 183		11, 763
固定資産減価償却費		1, 307, 555		1, 358, 911
諸経費		427, 212		413, 538
一般管理費合計		12, 669, 674		12, 541, 193
営業利益		13, 008, 076		12, 888, 103

	(自 平成31年4月1日		(自 令和2年	4月1日
	至 令和2年3	月 31 日)	至 令和3年	3月31日)
営業外収益				
受取配当金		90, 965		170, 807
受取利息	※ 2	4, 169	※ 2	2, 726
投資有価証券償還益		585, 179		81, 557
収益分配金等時効完成分		101, 734		275, 835
受取賃貸料	※ 2	65, 808	※ 2	65, 808
その他		19, 987		12, 504
営業外収益合計		867, 845		609, 239
営業外費用				
投資有価証券償還損		96, 379		95, 946
時効後支払損引当金繰入		-		16, 395
事務過誤費		3, 483		-
賃貸関連費用		20, 339		13, 472
その他		1,920		2, 932
営業外費用合計		122, 122		128, 747
経常利益		13, 753, 799		13, 368, 595
特別利益				
投資有価証券売却益		174, 842		2,007,655
特別利益合計		174, 842		2, 007, 655
特別損失				
投資有価証券売却損		75, 963		51, 737
投資有価証券評価損		163, 865		26, 317
固定資産除却損	※ 1	8,832	※ 1	536
固定資産売却損		435		-
特別損失合計		249, 096		78, 591
税引前当期純利益		13, 679, 545		15, 297, 659
<u></u> 法人税、住民税及び事業税	※ 2	4, 146, 534	※ 2	4, 755, 427
法人税等調整額		79, 824		△19, 122
法人税等合計		4, 226, 359		4, 736, 304
当期純利益		9, 453, 186		10, 561, 354

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

	株主資本								
			資本剰余金			利	J益剰余金		
	資本金	資本	その他	資本	利益	その他和	川益剰余金	利益剰余金	株主資本合計
	員不並	準備金	資本剰余金	剰余金合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	小工具不订刊
当期首残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712	342, 589	6, 998, 000	26, 069, 594	33, 410, 184	80, 143, 028
当期変動額									
剰余金の配当							$\triangle 9,675,175$	$\triangle 9,675,175$	$\triangle 9,675,175$
当期純利益							9, 453, 186	9, 453, 186	9, 453, 186
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	△221, 989	△221, 989	△221, 989
当期末残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712	342, 589	6, 998, 000	25, 847, 605	33, 188, 194	79, 921, 039

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1, 126, 733	1, 126, 733	81, 269, 762
当期変動額			
剰余金の配当			$\triangle 9,675,175$
当期純利益			9, 453, 186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△1, 124, 917	△1, 124, 917	△1, 124, 917
当期変動額合計	△1, 124, 917	△1, 124, 917	△1, 346, 907
当期末残高	1, 815	1, 815	79, 922, 854

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

		株主資本							
			資本剰余金			利	益剰余金		
	資本金	資本	その他	資本	利益	その他利	川益剰余金	刊光到人人	株主資本合計
	貝不亚	準備金		剰余金合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	你工具个目 时
当期首残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712	342, 589	6, 998, 000	25, 847, 605	33, 188, 194	79, 921, 039
当期変動額									
剰余金の配当							△9, 457, 670	△9, 457, 670	△9, 457, 670
当期純利益							10, 561, 354	10, 561, 354	10, 561, 354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	_			_		_	1, 103, 684	1, 103, 684	1, 103, 684
当期末残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712	342, 589	6, 998, 000	26, 951, 289	34, 291, 879	81, 024, 723

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1, 815	1,815	79, 922, 854
当期変動額			
剰余金の配当			△9, 457, 670
当期純利益			10, 561, 354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2, 299, 791	2, 299, 791	2, 299, 791
当期変動額合計	2, 299, 791	2, 299, 791	3, 403, 475
当期末残高	2, 301, 606	2, 301, 606	83, 326, 329

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物5 年~50 年器具備品2 年~20 年投資不動産3 年~47 年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

- 6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項
 - (1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用 令和 2 年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法 (「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 8 号))が令和 2 年 3 月 31 日に公布されており ますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第 39 号「連結納税制度からグループ通算制度への移 行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会 計基準の適用指針」第 44 項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 令和 2 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成 26 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」 (IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606) を公表しており、IFRS 第 15 号は平成 30 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic606 は平成 29 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、 繰越利益剰余金の期首残高が 475,687 千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基 準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 令和 2 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においては IFRS 第 13 号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards Codification の Topic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

A1. 有形固定真性及UX食工物性VXM画值和采用银				
	第 35 期	第 36 期		
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)		
建物	599, 542 千円	643,920 千円		
器具備品	1,408,613 千円	1,545,179 千円		
投資不動産	145, 391 千円	151,833 千円		

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

四分間に 0 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
	第 35 期	第 36 期		
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)		
預金	314, 247 千円	40, 328, 414 千円		
未収収益	15,773 千円	14,138 千円		
未払手数料	712,210 千円	772, 495 千円		
その他未払金	3,029,426 千円	3,425,136 千円		
未払費用	432,019 千円	349, 222 千円		

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却指の内訳

	第 35 期	第 36 期
	(自 平成 31 年 4 月 1 日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
器具備品	8,832 千円	536 千円
= 計	8,832 千円	536 千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 35 期	第 36 期
	(自 平成 31 年 4 月 1 日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
支払手数料	5, 234, 629 千円	5, 128, 270 千円
受取利息	2 千円	143 千円
受取賃貸料	65,808 千円	65,808 千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180 千円	3, 492, 898 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

= 1 4 10 1 1 1 1 · · · · · · · · · · · · · ·	()) () () () () ()	· ·		
	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211, 581			211, 581
合計	211, 581	_	_	211, 581

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額

9,675,175 千円

② 1株当たり配当額

45,728 円

③ 基準日

平成 31 年 3 月 31 日

④ 効力発生日

令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額

9,457,670 千円

② 配当の原資

利益剰余金

③ 1株当たり配当額

44,700 円

4 基準日

令和2年3月31日

⑤ 効力発生日

令和2年6月29日

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211, 581		_	211, 581
合計	211, 581	_	_	211, 581

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額

9,457,670 千円

② 1株当たり配当額

44,700 円

③ 基準日

令和2年3月31日

④ 効力発生日

令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額

10,576,511 千円

② 配当の原資

利益剰余金

③ 1株当たり配当額

49,988 円

④ 基準日

令和3年3月31日

⑤ 効力発生日

令和3年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

74 4 7 114 7		2 (1)
	第 35 期	第 36 期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
1年内	675, 956 千円	709,808 千円
1年超	_	709,808 千円
合計	675, 956 千円	1,419,616 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託(合同運用指定金銭信託)で運用し、金融機関からの資金 調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

第35期(令和2年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	56, 398, 457	56, 398, 457	_
(2)	有価証券	1, 960, 318	1, 960, 318	_
(3)	金銭の信託	100,000	100, 000	_
(4)	未収委託者報酬	10, 296, 453	10, 296, 453	_
(5)	投資有価証券	16, 673, 396	16, 673, 396	_
	資産計	85, 428, 625	85, 428, 625	_
(1)	未払手数料	4, 026, 078	4, 026, 078	_
	負債計	4, 026, 078	4, 026, 078	_

第36期(令和3年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	56, 803, 388	56, 803, 388	
(2)	有価証券	2,001	2,001	
(3)	金銭の信託	2, 300, 000	2, 300, 000	
(4)	未収委託者報酬	13, 216, 357	13, 216, 357	_
(5)	投資有価証券	18, 585, 310	18, 585, 310	_
	資産計	90, 907, 057	90, 907, 057	_
(1)	未払手数料	5, 200, 810	5, 200, 810	_
	負債計	5, 200, 810	5, 200, 810	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3) 金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第 35 期 (令和 2 年 3 月 31 日現在)	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)
非上場株式	31, 360	31, 360
子会社株式	160, 600	160, 600
関連会社株式	159, 536	159, 536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	56, 398, 457	_		_
金銭の信託	100, 000	_		_
未収委託者報酬	10, 296, 453	_		_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1, 960, 318	5, 652, 257	4, 813, 929	27, 375
合計	68, 755, 228	5, 652, 257	4, 813, 929	27, 375

第36期(令和3年3月31日現在)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	56, 803, 388			_
金銭の信託	2, 300, 000			_
未収委託者報酬	13, 216, 357			_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8, 412, 286	3, 123, 026	11, 398
合計	72, 321, 747	8, 412, 286	3, 123, 026	11, 398

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上	株式	_	_	_
額が取得原価を	債券	_	_	_
超えるもの	その他	9, 859, 345	8, 694, 010	1, 165, 334
	小計	9, 859, 345	8, 694, 010	1, 165, 334
貸借対照表計上	株式			_
額が取得原価を	債券	_	_	_
超えないもの	その他	8, 874, 369	10, 037, 087	$\triangle 1, 162, 718$
	小計	8, 874, 369	10, 037, 087	△1, 162, 718
合	計	18, 733, 714	18, 731, 098	2, 616

⁽注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は100,000 千円)を含めております。 非上場株式(貸借対照表計上額は31,360 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難 と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上	株式	_	_	_
額が取得原価を	債券	_	_	_
超えるもの	その他	14, 810, 957	11, 362, 471	3, 448, 485
	小計	14, 810, 957	11, 362, 471	3, 448, 485
貸借対照表計上	株式	_	_	_
額が取得原価を	債券	_	_	_
超えないもの	その他	6, 076, 354	6, 207, 447	△131, 093
	小計	6, 076, 354	6, 207, 447	△131, 093
合	計 計	20, 887, 311	17, 569, 919	3, 317, 392

⁽注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は 2,300,000 千円)を含めております。 非上場株式(貸借対照表計上額は 31,360 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難 と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	8, 940	_	15, 060
債券	_	_	_
その他	2, 035, 469	174, 842	60, 903
合計	2, 044, 409	174, 842	75, 963

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	_	_	
債券	_	_	_

その他	5, 747, 529	2, 007, 655	51, 737
合計	5, 747, 529	2, 007, 655	51, 737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 163,865 千円 (その他有価証券のその他 163,865 千円) 減損処理 を行っております。

当事業年度において、有価証券について 26,317 千円 (その他有価証券のその他 26,317 千円) 減損処理を 行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 35 期	第 36 期
	(自 平成 31 年 4 月 1 日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204, 225	203, 106
利息費用	17, 557	19, 110
数理計算上の差異の発生額	△52, 430	△18, 826
退職給付の支払額	$\triangle 162,904$	△192 , 890
過去勤務費用の発生額	_	
退職給付債務の期末残高	3, 718, 736	3, 729, 235

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 35 期	第 36 期
	(自 平成 31 年 4 月 1 日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47, 757	44, 130
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 164$, 633	304, 281
事業主からの拠出額	51, 282	_
退職給付の支払額	$\triangle 140,518$	△159, 390
年金資産の期末残高	2, 460, 824	2, 649, 846

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 35 期	第 36 期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	$\triangle 2,460,824$	$\triangle 2,649,846$
	508, 982	161, 046
非積立型制度の退職給付債務	748, 929	918, 342
未積立退職給付債務	1, 257, 911	1, 079, 388
未認識数理計算上の差異	△203, 136	161, 333
未認識過去勤務費用	$\triangle 419,405$	∆354 , 043
貸借対照表に計上された負債と	635, 370	886, 678
資産の純額		
退職給付引当金	1,010,401	1, 145, 514
前払年金費用	$\triangle 375,031$	△258, 835
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	635, 370	886, 678

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 35 期	第 36 期
	(自 平成 31 年 4 月 1 日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
勤務費用	204, 225 千円	203,106 千円
利息費用	17, 557	19, 110
期待運用収益	$\triangle 47,757$	△44 , 130
数理計算上の差異の費用処理額	24, 035	41, 361
過去勤務費用の費用処理額	65, 361	65, 361
その他	6, 427	44, 446
確定給付制度に係る退職給付費用	269, 848	329, 255

⁽注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 35 期	第 36 期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式 その他	32.3	35. 4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

第 35 期第 36 期(令和 2 年 3 月 31 日現在)(令和 3 年 3 月 31 日現在)割引率0.095~0.52%0.051~0.59%長期期待運用収益率1.5~1.8%1.5~1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 35 期 (令和 2 年 3 月 31 日現在)	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)
操延税金資産		
減損損失	427,046千円	418, 394千円
投資有価証券評価損	226, 322	188, 859
未払事業税	117, 461	180, 263
賞与引当金	285, 842	285, 801
役員賞与引当金	19, 703	25, 472
役員退職慰労引当金	40, 046	36, 112
退職給付引当金	309, 384	350, 756
減価償却超過額	96, 767	68, 024
委託者報酬	213, 044	209, 938
長期差入保証金	40, 180	48, 639
時効後支払損引当金	73, 124	75, 149
連結納税適用による時価評価	57, 656	38, 873
その他	123, 248	87, 023
異延税金資産 小計	2, 029, 829	2, 013, 308
平価性引当額	_	_
· 操延税金資産 合計	2, 029, 829	2, 013, 308
操延税金負債		
前払年金費用	△114, 834	\triangle 79, 225
連結納税適用による時価評価	$\triangle 1,260$	\triangle 1, 203
その他有価証券評価差額金	△801	$\triangle 1,015,785$
その他	△109	$\triangle 101$
操延税金負債 合計	△117, 005	△1, 096, 346
操延税金資産の純額	1, 912, 824	916, 962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第35期(令和2年3月31日現在)及び第36期(令和3年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため 注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第35期(自平成31年4月1日至 令和2年3月31日)及び第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期(自平成31年4月1日至 令和2年3月31日)及び第36期(自令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
 - (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産 本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2, 141, 513 百万円		被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3, 030, 180 千円	その他未払金	3, 029, 426 千円
親会	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324, 279 百万円		被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5, 234, 629 千円	未払手数料	712, 210 千円
社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583, 270 千円	未払費用	302, 681 千円

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2, 141, 513 百万円		被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3, 492, 898 千円	その他未払金	3, 425, 136 千円
親会	三菱 UFJ 信託銀行(株)	東京都千代田区	324, 279 百万円		被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5, 128, 270 千円	未払手数料	772, 495 千円
云 社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523, 327 千円	未払費用	290, 120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
 - 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 - 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 - 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

214	00 /91 (口	1 //	1 - 2 4 -		1. 1 =	0 /1 OI H /				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 3)	科目	期末残高 (注3)
同一の	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注 1)	4, 073, 855 千円	未払手数料	697, 109 千円
親会社を						取引銀行	コーラブ ル預金の 払戻 (注 2)	20, 000, 000 千円		
持つ会社							コーラブル預金の 預入 (注 2)	20, 000, 000 千円	現金及び 預金	20, 000, 000 千円
							コーラブル預金に 係る受取利息 (注2)	4, 126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都千代田区	40, 500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注 1)	5, 714, 501 千円	未払手数料	944, 351 千円

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 3)	科目	期末残高 (注 3)
	銀行	東京都千区	1, 711, 958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注 1)	3, 729, 785 千円	未払手数料	764, 501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都千代田区	40, 500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注 1)	5, 655, 482 千円	未払手数料	1, 193, 245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して 決定しております。

- 2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
- 3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UF J 信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第 35 期 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	377, 741. 17 円	393, 827. 09 円
1株当たり当期純利益金額	44, 678. 80 円	49, 916. 36 円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

2. 1					
	第 35 期	第 36 期			
	(自 平成 31 年 4 月 1 日	(自 令和2年4月1日			
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)			
当期純利益金額 (千円)	9, 453, 186	10, 561, 354			
普通株主に帰属しない金額 (千円)		1			
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	9, 453, 186	10, 561, 354			
普通株式の期中平均株式数 (株)	211, 581	211, 581			

	第 37 期中間会計期間
	(令和3年9月30日現在)
(資産の部)	VI IV 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
流動資産	
現金及び預金	48, 742, 270
有価証券	1, 291, 000
前払費用	682, 143
未収入金	166, 605
未収委託者報酬	15, 228, 560
未収収益	694, 402
金銭の信託	5, 301, 000
その他	226, 759
流動資産合計	72, 332, 741
固定資産	
有形固定資産	
建物	※ 1 527, 772
器具備品	% 1 1, 371, 778
十.地	628, 433
一 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	2, 527, 984
無形固定資産	
電話加入権	15, 822
ソフトウェア	4, 217, 271
ソフトウェア仮勘定	1, 478, 970
無形固定資産合計	5, 712, 064
投資その他の資産	
投資有価証券	14, 943, 458
関係会社株式	320, 136
投資不動産	※ 1 813, 041
長期差入保証金	531, 230
前払年金費用	224, 272
繰延税金資産	733, 199
その他	45, 230
貸倒引当金	△23, 600
投資その他の資産合計	17, 586, 969
固定資産合計	25, 827, 017
資産合計	98, 159, 759

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

	(令和3年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	663, 405
未払金	
未払収益分配金	187, 200
未払償還金	7, 418
未払手数料	6, 029, 978
その他未払金	2, 623, 176
未払費用	5, 348, 002
未払消費税等	※ 2 757, 223
未払法人税等	702, 806
賞与引当金	924, 214
役員賞与引当金	65, 985
その他	5, 517
流動負債合計	17, 314, 927
固定負債	
長期未払金	10, 800
退職給付引当金	1, 204, 214
役員退職慰労引当金	117, 938
時効後支払損引当金	256, 262
固定負債合計	1, 589, 215
負債合計	18, 904, 143
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2, 000, 131
資本剰余金	
資本準備金	3, 572, 096
その他資本剰余金	41, 160, 616
資本剰余金合計	44, 732, 712
利益剰余金	
利益準備金	342, 589
その他利益剰余金	
別途積立金	6, 998, 000
繰越利益剰余金	23, 330, 110
利益剰余金合計	30, 670, 700
株主資本合計	77, 403, 544

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

	(元和3年9月30日現在)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1, 852, 071
評価・換算差額等合計	1, 852, 071
純資産合計	79, 255, 616
負債純資産合計	98, 159, 759

-	第 37 期中間会計期間
	(自 令和3年4月1日
	至 令和 3 年 9 月 30 日)
営業収益	
委託者報酬	39, 061, 243
投資顧問料	1, 319, 230
その他営業収益	7, 249
営業収益合計	40, 387, 723
営業費用	
支払手数料	15, 372, 436
広告宣伝費	277, 284
公告費	250
調査費	
調査費	1, 187, 915
委託調査費	7, 042, 637
事務委託費	653, 911
営業雑経費	
通信費	75, 781
印刷費	194, 857
協会費	25, 068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1, 066, 190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25, 906, 022
一般管理費	
給料	202 454
役員報酬	202, 454
給料・手当	2, 828, 313
賞与引当金繰入	924, 214
役員賞与引当金繰入	65, 985
福利厚生費	637, 293
交際費 旅費交通費	2, 635 12, 678
租税公課	232, 446
不動産賃借料	364, 289
退職給付費用	195, 737
固定資産減価償却費	*1 969, 675
諸経費	193, 083
一般管理費合計	6, 628, 807
営業利益	7, 852, 893
口木竹皿	1,002,090

第 37 期中間会計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)

	王 7和3年9月30日/
営業外収益	
受取配当金	203, 195
受取利息	2, 567
投資有価証券償還益	753, 216
収益分配金等時効完成分	136, 491
受取賃貸料	32, 904
その他	4, 621
営業外収益合計	1, 132, 996
営業外費用	
投資有価証券償還損	62
時効後支払損引当金繰入	21, 921
事務過誤費	66, 316
賃貸関連費用	※ 1 7,921
その他	7, 123
営業外費用合計	103, 345
経常利益	8, 882, 544
特別利益	
投資有価証券売却益	522, 323
特別利益合計	522, 323
特別損失	
投資有価証券売却損	8,073
投資有価証券評価損	36, 558
固定資産除却損	7, 408
特別損失合計	52, 039
税引前中間純利益	9, 352, 828
法人税、住民税及び事業税	2, 700, 962
法人税等調整額	172, 220
法人税等合計	2, 873, 183
中間純利益	6, 479, 644

(3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間(自令和3年4月1日至令和3年9月30日)

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本	その他	資本	利益	その他利益剰余金		利益剰余金	株主資本合計
	7,1	準備金	資本剰余金	剰余金合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	71127
当期首残高	2,000,131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712	342, 589	6, 998, 000	26, 951, 289	34, 291, 879	81, 024, 723
会計方針の変更に よる累積的影響額							475, 687	475, 687	475, 687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712	342, 589	6, 998, 000	27, 426, 976	34, 767, 566	81, 500, 410
当中間期変動額									
剰余金の配当							△10, 576, 511	△10, 576, 511	△10, 576, 511
中間純利益							6, 479, 644	6, 479, 644	6, 479, 644
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)									
当中間期変動額合計	_	_	_			_	△3, 621, 178	△3, 621, 178	△3, 621, 178
当中間期末残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712	342, 589	6, 998, 000	23, 330, 110	30, 670, 700	77, 403, 544

	評価・換算	草差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	2, 301, 606	2, 301, 606	83, 326, 329	
会計方針の変更に よる累積的影響額			475, 687	
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2, 301, 606	2, 301, 606	83, 802, 017	
当中間期変動額				
剰余金の配当			△10, 576, 511	
中間純利益			6, 479, 644	
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	△449, 534	△449, 534	△449, 534	
当中間期変動額合計	△449, 534	△449, 534	△4, 070, 713	
当中間期末残高	1, 852, 071	1, 852, 071	79, 255, 616	

「重要な会計方針]

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物5 年~50 年器具備品2 年~20 年投資不動産3 年~47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用 しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用 期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項
 - (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用 令和 2 年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改 正法(「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 8 号))が令和 2 年 3 月 31 日に公布され ておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第 39 号「連結納税制度からグループ通算制 度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会 計に係る会計基準の適用指針」第 44 項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定してお ります。

「会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191 千円減少、繰延税金資産は180,104 千円減少、繰越利益剰余金は408,087 千円増加しております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687 千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)

661,109 千円 建物

器具備品 1,743,773 千円 投資不動産 154,845 千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第37期中間会計期間 (自令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

有形固定資産 241, 452 千円 無形固定資產 728,222 千円 3,012 千円

投資不動産

(中間株主資本等変動計算書関係)

第37期中間会計期間(自令和3年4月1日至令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末
	株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211, 581	_		211, 581
合計	211, 581	_	_	211, 581

2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額

10,576,511 千円

② 配当の原資

利益剰余金

③ 1株当たり配当額

49,988 円

④ 基準日

令和3年3月31日

⑤ 効力発生日

令和3年6月29日

(リース取引関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内 709,808 千円 1 年超 354,904 千円 1,064,712 千円

(金融商品関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであ ります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注2)参照)。

		中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	有価証券	1, 291, 000	1, 291, 000	_
(2)	金銭の信託	5, 301, 000	5, 301, 000	_
(3)	投資有価証券	14, 912, 098	14, 912, 098	_
資產	 管 計	21, 504, 098	21, 504, 098	_

- (注 1)「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(中間貸借対照表計上額 31,360 千円) は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136 千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則(令和3年9月24日内閣府令第9号)に基づく経過措置を適用した投資信託(中間貸借対照表計上額有価証券1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円)は、次表には含めておりません。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託		5, 301, 000		5, 301, 000
資産計		5, 301, 000		5, 301, 000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式 320,136 千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表	株式			
計上額が取得原価	債券	_	_	_
を超えるもの	その他	18, 010, 889	15, 246, 038	2, 764, 851
	小 計	18, 010, 889	15, 246, 038	2, 764, 851
中間貸借対照表	株式			_
計上額が取得原価	債券	_	_	_
を超えないもの	その他	3, 493, 209	3, 588, 600	△95, 390
	小 計	3, 493, 209	3, 588, 600	△95, 390
合	+	21, 504, 098	18, 834, 638	2, 669, 460

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額 5,301,000 千円、 取得価額 5,300,000 千円)を含めております。

非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)については、市場価格がないため、 上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について 36,558 千円 (その他有価証券のその他 36,558 千円) 減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、 及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第37期中間会計期間(自令和3年4月1日至令和3年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間(自令和3年4月1日至令和3年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 37 期中間会計期間
	(令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額	374, 587. 58 円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	79, 255, 616
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	79, 255, 616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211, 581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 37 期中間会計期間
	(自 令和3年4月1日
	至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	30, 624. 88 円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	6, 479, 644
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6, 479, 644
普通株式の期中平均株式数(株)	211, 581

⁽注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注 2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の 1 株当たり純資産額は 2,248.25 円増加し、1 株当たり中間純利益金額は 319.49 円減少しております。

公開日 2022年 1月 4 日

作成基準日 2021年12月3日

本店所在地 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号 お問い合わせ先 商品ディスクロージャー部 第 1 グループ